

(証券コード 4350)  
2022年6月6日

株 主 各 位

札幌市中央区北10条西24丁目3番地  
株式会社 メディカルシステムネットワーク  
代表取締役社長 田 尻 稻 雄

## 第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、本総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で開催いたします。

なお、当日ご出席に代えて、書面又は電磁的方法（インターネット等）のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、3ページ記載のご案内に従って、2022年6月21日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月22日（水曜日）午前10時
  2. 場 所 札幌市中央区南10条西3丁目1番1号  
札幌パークホテル 3F パークホールA・B  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください）
  3. 会議の目的事項  
報告事項
    1. 第24期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第24期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

今後の新型コロナウイルス感染症の状況等により、本招集ご通知に記載の株主総会の開催日時や開催場所の変更を決定した場合など、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.msnw.co.jp/ir/stock/general-meeting/>) にてお知らせいたします。

**【新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ】**

新型コロナウイルス感染症予防及び拡大防止に向けた当社の対応について、以下のとおりご案内させていただきますので、ご了承、ご協力をお願いいたします。

- ・株主様の座席の間隔を広くするため、ご用意できる座席数を60席程度としております。そのため、ご来場いただきましてもご入場いただけない場合がございます。
- ・本総会にご出席される場合には、マスクの着用をお願いいたします。
- ・来場された株主様が体調不良と見受けられた場合、ご出席をお断りさせていただきます。
- ・ご高齢の方、基礎疾患がある方、妊娠されている方、小さなお子様をお連れの方、体調のすぐれない方は、株主総会へのご出席を見合わせることをご検討ください。
- ・例年開催しております「経営方針説明会」については、感染予防の観点から中止いたします。
- ・本年の定時株主総会にご来場いただいた株主様へのお土産の配布は**ございません**。

- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当社は、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
  - ①連結計算書類の連結注記表
  - ②計算書類の個別注記表
- ◎ 添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにて、修正後の事項を掲載させていただきます。

**当社ウェブサイト** <https://www.msnw.co.jp/ir/stock/general-meeting/>

## 議決権行使のご案内

株主総会に  
**ご出席**  
の場合



### 会場受付にご提出

同封の議決権行使書用紙を株主総会当日に会場受付にご提出ください。

株主総会に  
**ご欠席**  
の場合



### 郵送

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。



### インターネット

パソコン又はスマートフォン等から議決権行使専用サイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コード、パスワードをご利用になり、画面の案内に従って行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。



### スマートフォン

議決権行使書の右下に記載されたQRコードを読み取り、議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、画面の案内に従って行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

**2022年6月21日(火曜日) 午後5時30分まで**

#### 【議決権電子行使プラットフォームについて】

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームより議決権を行使いただくことが可能です。



## スマート行使のメリット

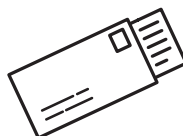
いつでも  
どこでも

1

場所を選ばずに  
行使が可能！



PC起動やサイト検索に  
かかる時間が**不要**



ポストへの  
投函が**不要**

QRコードを  
読み取るだけ

2

手間が  
かかりません！



議決権行使コードや  
パスワード入力が**不要**



議決権行使書への  
記入が**不要**

## 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

### 1. ウェブサイトから議決権を行使する方法について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙裏面に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要がございます。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (3) パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- (4) パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

### 2. QRコードを読み取り、「スマート行使」で議決権を行使する方法について

- (1) 議決権行使書用紙右片に記載のQRコード※をスマートフォンで読み取りいただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- (2) 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に賛否を修正される場合は、上記1.の方法により再度ご行使ください。

なお、QRコードを再度読み取っていただくと「議決権行使ウェブサイト」へ遷移いたします。

### 3. ご注意

- (1) 行使期限までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによる行使を有効なものとしてお取扱いいたします。また、インターネットで複数回数、議決権を行使された場合で、同一の議案に対する議決権行使の内容が異なる場合には、最後に行われた行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- (3) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- (4) 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によっては利用いただけない場合がございます。

### 4. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部（以下）までお問い合わせください。

**(1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法  
等に関する専用お問い合わせ先**

**みずほ信託銀行 証券代行部**  
電話 ☎ 0120-768-524 (平日9:00~21:00)

**(2) 上記以外の株式事務に関する  
お問い合わせ先**

**みずほ信託銀行 証券代行部**  
電話 ☎ 0120-288-324 (平日9:00~17:00)

(添付書類)

# 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令により長期にわたり経済活動は制限されましたが、ワクチン接種の普及等により、今後に関しては経済活動の持ち直しに期待が高まっております。

当社グループが関わる医薬品業界におきましては、2021年4月に医療費抑制の政策として、初めての薬価中間年改定が行われました。また、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控え等により、処方箋応需枚数に関しては、感染症の拡大前と比較すると完全な回復までには至っておらず、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社グループの当連結会計年度における業績は、医薬品ネットワーク部門において新規加盟件数が堅調に推移したことや、地域薬局部門において処方箋単価は下落したものの、処方箋応需枚数が一定程度回復したこと等により、売上高は106,685百万円（前年同期比2.3%増）、営業利益3,852百万円（同12.3%増）、経常利益4,313百万円（同24.0%増）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、保有する投資有価証券の売却による売却益のほか、2021年7月に当社の連結子会社である株式会社ひまわり看護ステーションを吸収合併したことで当社の法人税負担額が低下したこと等により、2,394百万円（同8.9%増）となり、各段階利益は、すべて過去最高益を更新しました。

セグメントの業績は次のとおりであります。なお、各セグメントの売上高は、セグメント間の内部売上高を含んでおります。

#### ア. 地域薬局ネットワーク事業

本事業に関しましては、医薬品サプライチェーン全体に対する価値の提供を推進することを目指し、医薬品ネットワークによる薬局等の経営支援、地域薬局の運営、医薬品の製造販売及びLINEを活用したデジタルシフト事業を行っております。

医薬品ネットワーク部門におきましては、2021年4月に薬価の中間年改定が開始されるなど、薬局業界を取り巻く環境は厳しさを増しております。このような環境のもと、経営安定化へのニーズの高まりから、引き続き新規加盟件数は堅調に推移いたしました。2022年3月31日現在の医薬品ネットワーク加盟件数は、当社グループ425件、一般加盟店6,976件の合計7,401件（前連結会計年度末比1,285件増）となりました。

地域薬局部門におきましては、処方箋単価は下落したものの、処方箋応需枚数が一定程度回復いたしました。2022年3月31日現在の店舗数は、地域薬局425店舗、ケアプランセンター1店舗、コスメ・ドラッグストア8店舗となりました。

医薬品製造販売部門におきましては、当連結累計期間に7成分14品目を新発売し、2022年3月31日現在、41成分82品目を販売しております。

デジタルシフト部門におきましては、2022年3月末時点でLINE公式アカウントの友だち登録数は31万人を突破し、導入店舗数は911店舗（受注店舗数は1,643店舗）となりました。以上の結果、売上高は101,457百万円（前年同期比2.3%増）、営業利益6,117百万円（同7.3%増）となりました。

#### イ. 賃貸・設備関連事業

本事業に関しましては、不動産賃貸収入は概ね堅調に推移し、建築業務における受注案件は増加した一方、サービス付き高齢者向け住宅の入居件数は伸び悩みました。以上の結果、売上高は3,326百万円（前年同期比13.1%増）、営業利益39百万円（同23.8%増）となりました。

なお、サービス付き高齢者向け住宅の2022年3月31日現在の入居状況につきましては、全5棟のうち3棟は概ね安定的な入居率を維持しております。残り2棟につきましては、「ウイステリア千里中央」は全82戸中64戸（入居率78.1%）、「ウイステリア南1条」は全116戸中81戸（入居率69.8%）でありました。引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら積極的な営業活動を行ってまいります。

#### ウ. 給食事業

本事業に関しましては、新型コロナウイルス感染症の影響により給食提供数は減少いたしましたが、仕入先の変更等により売上総利益が改善したことから、売上高は2,322百万円（前年同期比6.1%減）、営業利益1百万円（前年同期は営業損失21百万円）となりました。

エ. その他事業

本事業に関しましては、訪問看護事業を行っており、売上高は305百万円（前年同期比33.0%増）、営業損失12百万円（前年同期は営業損失31百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資等の総額は2,620百万円（無形固定資産を含む）であり、セグメントごとの設備投資は、次のとおりであります。

なお、セグメントに配分していない本社の設備投資額は205百万円であります。

ア. 地域薬局ネットワーク事業

当連結会計年度の設備投資等は、地域薬局建設及び工具器具備品購入を主として、総額2,229百万円となりました。

イ. 賃貸・設備関連事業

当連結会計年度の設備投資等は、賃貸用建物の改修を主として、総額181百万円となりました。

ウ. 給食事業

該当事項はありません。

エ. その他事業

当連結会計年度の設備投資等は、ソフトウェア購入等を主として、総額3百万円となりました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、M&Aや設備資金等として6,100百万円の借入金を金融機関等から調達しております。



## (2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第21期 (2019年3月期)	第22期 (2020年3月期)	第23期 (2021年3月期)	第24期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売 上 高	98,232	105,241	104,257	106,685
経 常 利 益	1,501	1,560	3,479	4,313
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失 (△)	462	△895	2,198	2,394
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	15.25円	△29.48円	72.51円	79.35円
総 資 産 (純 資 産)	68,935 (10,761)	66,464 (9,418)	64,448 (11,187)	62,941 (13,286)

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第24期の期首から適用しており、第23期に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均株式数に基づいて算定しております。
3. 純資産には、役員株式給付信託(BBT)及び従業員株式給付信託(J-E SOP)の信託財産として、株式給付信託が保有する当社株式が自己株式として計上されております。一方、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)については、上記の役員株式給付信託(BBT)の当社株式を自己株式に含めて算出しており、従業員株式給付信託(J-E SOP)の当社株式を自己株式とみなしておりません。なお、2020年3月をもって従業員株式給付信託(J-E SOP)の制度を終了しております。

### (3) 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

#### ① 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
(株)北海道医薬総合研究所	22	100.0	地域薬局ネットワーク事業
(株)なの花北海道	50	100.0	地域薬局ネットワーク事業
(株)なの花東北	100	100.0	地域薬局ネットワーク事業
(株)なの花東日本	100	100.0	地域薬局ネットワーク事業
(株)なの花中部	33	100.0	地域薬局ネットワーク事業
(株)なの花西日本	100	100.0	地域薬局ネットワーク事業
(株)トータル・メディカルサービス	100	100.0	地域薬局ネットワーク事業 給食事業
(株)さくらフーズ	95	100.0 (100.0)	給食事業
(株)永富調剤薬局	30	100.0	地域薬局ネットワーク事業
(株)フェルゼンファーマ	56	80.0	地域薬局ネットワーク事業
(株)パルテクノ	50	100.0	賃貸・設備関連事業
(株)ファーマシフト	50	51.0	地域薬局ネットワーク事業

- (注) 1. 「主要な事業内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。  
 2. 「当社の議決権比率」欄の(内書)は、間接所有であります。  
 3. 当社は、2021年7月1日付にて株式会社ひまわり看護ステーションを吸収合併いたしました。

当社の連結子会社は上記の重要な子会社を含む13社であります。

- #### ② 特定完全子会社の状況
- 該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

足元の経営環境と「第6次中期経営計画」に基づき、当社は以下の課題に取り組んでまいります。

地域薬局ネットワーク事業セグメントの医薬品ネットワーク部門においては、加盟店12,000件に向けた営業体制の強化、流通改善への取組、加盟店向けのサービス拡充に努め、2023年3月期末に加盟店件数8,900件（純増数1,499件）を目指します。地域薬局部門においては、薬剤師の対人業務の更なる強化、質の高い薬物治療の提供、オンライン(LINE、処方箋送信) ツール等を活用した処方箋獲得を図ってまいります。医薬品製造販売部門においては、安定供給を確保する体制の強化、品目ラインナップの拡充と医薬品ネットワーク加盟店を主とする顧客拡大に努めてまいります。デジタルシフト部門においては、LINE公式アカウント「つながる薬局」の導入店舗拡大を目指します。

賃貸・設備関連事業においてはサービス付き高齢者向け住宅の入居率90%達成、給食事業・訪問看護事業においては収支の安定化を目指します。

また、財務面については全社のコストコントロール徹底による利益確保を通じた自己資本比率向上に努め、財務体質の強化を図ってまいります。

## (5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは、2022年3月31日現在、株式会社メディカルシステムネットワーク（当社）、連結子会社13社より構成され、地域薬局ネットワーク事業、賃貸・設備関連事業、給食事業及びその他事業を営んでおります。当該業務に関わる位置付けの概要は次のとおりであります。

以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

### (1) 地域薬局ネットワーク事業

#### ① 医薬品ネットワーク部門

当社が、薬局、病・医院と医薬品卸売会社間の医薬品売買を仲介することにより、医薬品流通過程の効率化と薬局への総合的な経営支援サービスを行うビジネスモデルであります。本部門の具体的な内容は以下の3つの業務によって構成されております。

#### ア. 医薬品ネットワーク業務

この業務は、本業務の中核を担うものであります。医薬品卸会社との適正な価格交渉（単品単価交渉）、決済の代行、在庫管理システムの提案、不用品消化サービスの提供などにより、薬局、病・医院の業務効率化及び経営の安定化を図るサービス提供業務を行っております。

#### イ. 医薬品システム関連業務

この業務は、薬局向けレセプトコンピュータシステム及びシステム周辺機器の開発・販売・保守に関する業務を行うものであります。また、薬局等に対し調剤機器や什器、備品の販売業務を行っております。

#### ウ. 債権流動化サポート業務

この業務は、「医薬品ネットワークシステム」の加盟契約先に資金調達手段を提供するものであります。加盟契約先である薬局、病・医院等が、健康保険加入者である患者に対して診察・処方することによって、社会保険診療報酬支払基金あるいは国民健康保険団体連合会から支払われる保険金（いわゆる調剤・診療・介護報酬債権）を、当社を介して流動化することによって、資金調達を支援いたします。

#### ② 地域薬局部門

当社が、本部門の中核をなす薬局の経営管理を行っており、当社連結子会社8社において薬局を経営しております。また、当社連結子会社である株式会社北海道医薬総合研究所にお

いて、薬剤師をはじめとした医療機関従事者向けの専門書の出版業務及び医薬品関連データの解析業務を行っております。

③ 医薬品製造販売部門

当社連結子会社である株式会社フェルゼンファーマが、後発医薬品の製造販売業務を行っております。

④ デジタルシフト部門

当社連結子会社である株式会社ファーマシフトが、薬局のデジタルシフトを起点とした新たな医薬プラットフォームの構築を目指して、かかりつけ薬局化支援業務を行っております。

(2) 賃貸・設備関連事業

本事業は、当社が、主として薬局の立地開発や建物の賃貸業務を行っております。また、医師開業コンサルティングを行うとともに、異なる診療科目が同一フロア内に集積するメディカルモールや、一つのビルに複数の診療所を設けたメディカルビルのコンサルティング等を行っております。その他、サービス付き高齢者向け住宅の運営を行っております。また、当社連結子会社である株式会社パルテクノにおいて、医療施設等の設計施工監理、保険業務等を行っております。

(3) 給食事業

本事業は、当社連結子会社である株式会社トータル・メディカルサービス及び株式会社さくらフーズにおいて病院・福祉施設内での給食事業受託業務を行っております。

(4) その他事業

本事業は、当社において看護師等が高齢者や疾患を持つ方の生活の場へ訪問し、看護ケアの提供や療養上の相談に乗るなど、在宅療養生活を支援する訪問看護業務を行っております。

## (6) 主要な営業所（2022年3月31日現在）

名 称	所 在 地
当社	本社：北海道札幌市中央区
(株)北海道医薬総合研究所	本社：北海道札幌市中央区
(株)なの花北海道	本社：北海道札幌市中央区
(株)なの花東北	本社：青森県八戸市
(株)なの花東日本	本社：東京都港区
(株)なの花中部	本社：愛知県名古屋市中区
(株)なの花西日本	本社：大阪府豊中市
(株)トータル・メディカルサービス	本社：福岡県糟屋郡新宮町
(株)さくらフーズ	本社：福岡県糟屋郡新宮町
(株)永富調剤薬局	本社：大分県大分市
(株)フェルゼンファーマ	本社：北海道札幌市中央区
(株)パルテクノ	本社：北海道札幌市中央区
(株)ファーマシフト	本社：東京都港区

## (7) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減数(名)
地域薬局ネットワーク事業	3,031 ( 497)	+165 ( +11)
賃貸・設備関連事業	130 ( 16)	+10 ( +1)
給食事業	185 ( 256)	+1 ( △21)
その他事業	37 ( 13)	+10 ( +1)
全社	131 ( 9)	+2 ( +1)
合計	3,514 ( 792)	+188 ( △7)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員 (1日8時間換算、小数点以下を四捨五入) を外数で記載しております。  
 2. 全社として記載している従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前事業年度末比増減数(名)	平均年齢	平均勤続年数
337 (41)	+52 (+16)	41.8歳	7.5年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員 (1日8時間換算、小数点以下を四捨五入) を外数で記載しております。  
 2. 前事業年度に比べ従業員は52名増加しております。主な理由は、2021年7月1日付のグループ組織再編により当社連結子会社1社と合併したことによるものであります。なお平均勤続年数算出にあたっては合併前の出身会社における勤続期間を通算しております。

## (8) 主要な借入先の状況

(単位：百万円)

借入先	借入額
(株) りそな銀行	10,463
(株) みずほ銀行	3,378
(株) 福岡銀行	2,984
(株) 北陸銀行	2,070

## 2. 会社の現況

### (1) 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- |            |                             |
|------------|-----------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 72,000,000株                 |
| ② 発行済株式の総数 | 30,579,545株（自己株式63,055株を除く） |
| ③ 株主数      | 7,693名                      |
| ④ 大株主      |                             |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	2,999,400株	9.80%
合 同 会 社 エ ス ア ン ド エ ス	2,769,100株	9.05%
QUINTET PRIVATE BANK (EUROPE) S. A. 107704	2,523,400株	8.25%
沖 中 恭 幸	2,506,000株	8.19%
秋 野 治 郎	2,220,400株	7.26%
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	1,008,400株	3.29%
E P S ホールディングス(株)	950,000株	3.10%
田 尻 稻 雄	730,200株	2.38%
メディカルシステムネットワーク従業員持株会	690,300株	2.25%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	687,400株	2.24%

- (注) 1. 「持株比率」は自己株式（63,055株）を控除し、小数点第3位以下を切捨てて表示しております。  
 2. 2021年5月26日付で、公共の縦覧に供されている大量保有報告書に係る変更報告書において、サマラン ユーシッツ (SAMARANG UCITS)が2021年5月19日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社としては、2022年3月31日現在における実質所有状況の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
サマラン ユーシッツ	11a Avenue Monterey L-2163 Luxembourg	2,745,700	8.96

- ⑤ その他株式に関する重要な事項  
 該当事項はありません。



- (2) 会社の新株予約権等に関する事項  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員に関する事項

#### ① 取締役及び監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
田尻 稲雄	代表取締役社長 (経営全般、賃貸・設備関連事業管掌)	(株)フェルゼンファーマ代表取締役会長 (福)ノマド福祉会理事長
秋野 治郎	代表取締役副社長 (経営全般)	
田中 義寛	代表取締役副社長 (経営全般、地域薬局ネットワーク事業管掌 兼 経営戦略本部管掌)	
坂下 誠	取締役専務執行役員 (管理本部長 兼 医療福祉サポート本部長)	
角 和彦	取締役常務執行役員 (リスク統括室・プロジェクト推進室所管)	
青山 明	取締役常務執行役員 (システム本部長)	
平島 英治	取締役常務執行役員 (経理財務本部長)	
多湖 健太郎	取締役執行役員 (給食事業管掌 兼 経営戦略本部長)	(株)ファーマシフト代表取締役社長
中村 秀一	取締役	(一社)医療介護福祉政策研究フォーラム理事長 国際医療福祉大学大学院教授 フランスベッドホールディングス(株)社外取 締役(監査等委員)
小池 明夫	取締役	
一色 浩三	取締役	昭和電工(株)社外取締役
井部 俊子	取締役	(株)井部看護管理研究所代表取締役 (株)日本看護協会出版会代表取締役社長 (一社)医療介護福祉政策研究フォーラム理事 長野保健医療大学副学長・看護学部長 聖路加国際大学名誉教授
畑下 正行	常勤監査役	
渡邊 光春	常勤監査役	
米屋 佳史	監査役	米屋・林法律事務所所長

- (注) 1. 取締役小池明夫氏、一色浩三氏及び井部俊子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役渡邊光春氏及び米屋佳史氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役畑下正行氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役渡邊光春氏は、企業経営の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役小池明夫氏、一色浩三氏及び井部俊子氏、並びに監査役渡邊光春氏及び米屋佳史氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
6. 2021年6月24日開催の第23回定時株主総会終結の時をもって、川島龍一氏は取締役を、また四十物実氏は監査役を、それぞれ任期満了により退任いたしました。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役中村秀一氏、小池明夫氏、一色浩三氏及び井部俊子氏、並びに監査役渡邊光春氏及び米屋佳史氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役は金500万円、監査役は金100万円又は法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## ③ 補償契約の内容の概要

当社は、各取締役及び各監査役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する旨の補償契約を締結しております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。なお、当該補償契約の履行に関する該当事項はありません。

## ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社並びに当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び重要な使用者であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

⑤ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役の個人別報酬の決定に関する方針を定めております。

取締役の役員報酬につきましては、一定割合を業績に連動した報酬体系とし経営責任を明確にすること、株式報酬を導入することにより株主の皆様と株式価値を共有すること、優秀な人材を引きつけることができる報酬制度であることを基本方針としております。

取締役の役員報酬は、固定報酬、業績連動報酬、株式報酬等により構成されておりますが、固定報酬と業績連動報酬の支給割合は、取締役会で定めた役員報酬の決定方針においてあらかじめ定められております。

取締役の固定報酬は、各取締役の職務・責任範囲に応じて代表取締役社長が基準額を決定しております。なお、非業務執行取締役及び社外取締役の役員報酬は固定報酬のみで構成され、業績連動報酬と株式報酬は支給していません。

取締役の役員報酬の支給時期については、取締役会で定めた役員報酬の決定方針においてあらかじめ定められており、固定報酬は毎月、業績連動報酬は原則として毎年7月に、それぞれ支給しております。また、株式報酬については役員株式給付規程の定めに基づき、退任後に支給しております。

当事業年度に係る取締役の報酬は、2021年6月24日に開催された取締役会において定めた役員報酬の決定方針に基づき、取締役会の一任を得た代表取締役社長が報酬案を作成し、社外取締役の意見を踏まえた上で決定しております。

取締役の個人別報酬等の内容の決定にあたっては、代表取締役社長が報酬案を作成したのち、社外取締役の意見を踏まえた上で決定しているため、取締役会は、決定される報酬の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

イ. 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬は、監査役の協議で決定しております。

ウ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員報酬等に関する総会決議につきましては、取締役の報酬限度額について2016年6月24日開催の第18回定時株主総会において年額5億円以内（うち、社外取締役分は年額5千万円以内）、また監査役の報酬限度額について2011年12月16日開催の第13回定時株主総会において年額1億円以内とすることを、それぞれ決議いただいております。なお、当該決議に係る役員の員数は、取締役については18名（うち社外取締役2名）、監査役については4名（うち社外監査役2名）であります。

また、当社は取締役（非業務執行取締役及び社外取締役を除く）について、株式報酬制度として「役員株式給付信託」を導入しておりますが、本制度についての株主総会の決議については「カ. 非金銭報酬等の内容」に記載したとおりです。

なお、役員退職慰労金制度については、2015年6月19日開催の第17回定時株主総会において、廃止することを決議いただいております。また、取締役及び監査役に対する退職慰労金を打ち切り支給することと、その支給の時期は取締役又は監査役を退任する時とすることを、あわせて決議いただいております。

#### エ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度の役員報酬につきましては、個別の金額の決定について代表取締役社長田尻稲雄（経営全般、賃貸・設備関連事業管掌）に一任することを、取締役会で定めております。

取締役の個人別の報酬の金額の決定について、取締役会が代表取締役社長田尻稲雄に一任することとした理由は、経営全般を管掌する立場から、各取締役の職務執行状況を公平な視点で評価し、個別の報酬を算定するのに適任であると取締役会が判断したためであります。

#### オ. 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬は、役員賞与と特別賞与により構成されております。

役員賞与の決定に係る指標は、連結経常利益の事業計画及び実績であります。当該指標を選択した理由は、経常利益が、会社の定常的な営業活動や財務活動を行った結果として得られる利益であることから、成績の指標として最適であると判断したためであります。

当事業年度の役員賞与の決定にあたっては、当事業年度の連結経常利益を指標として用いておりますが、その実績は「1. (2)財産及び損益の状況」に記載したとおりです。

特別賞与は、取締役会が定めた上限の範囲内で、代表取締役社長が顕著な成果を挙げた取締役に対し、個別に金額を決定し支給するものであります。

当事業年度の特別賞与の支給はありません。

#### カ. 非金銭報酬等の内容

当社は取締役（非業務執行取締役及び社外取締役を除く）について、株式報酬制度として「役員株式給付信託」を導入しております。本制度は、当社が制度遂行に必要で合理的な金銭を原資として信託に拠出し、信託がこれにより当社株式を取得し、原則として役員が退職する際に、当社取締役会が定める役員株式給付規程に従って当社株式を給付するものであります。これにより、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本制度については、2015年6月19日開催の第17回定時株主総会において制度導入することを決議いただいております。また、2016年3月末日に終了する事業年度から4事

業年度ごとに信託に拠出できる資金の額の上限を280百万円とすることと、当初の4事業年度において信託が取得する当社株式を28万株とすることを、あわせて決議いただいております。なお、当該決議に係る役員の員数は、取締役12名（うち社外取締役0名）であります。

キ. 当該事業年度に係る会社役員・社外役員の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	393 (44)	318 (44)	38 (-)	32 (-)	4 (-)	13 (3)
監査役 (うち社外監査役)	45 (26)	45 (26)	- (-)	- (-)	- (0)	4 (3)

- (注) 1. 取締役のうち執行役員を兼務する者の執行役員部分の報酬等はありません。
2. 上記には2021年6月24日開催の第23回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役0名）及び監査役1名（うち社外監査役1名）が含まれております。
3. 非金銭報酬の内容は、役員株式給付規程に基づき当事業年度において株式報酬として計上した役員株式給付引当金繰入額であり、その金額は帳簿価額に株数を乗じた金額であります。  
 なお、2021年6月24日開催の第23回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役0名）に対し、株式報酬を支給しておりますが、その金額については、当事業年度及び過年度の事業報告において非金銭報酬又は役員株式給付引当金繰入額として開示した金額に含まれております。
4. 役員退職慰労金制度については、2015年6月19日開催の第17回定時株主総会において、廃止することを決議いただいております。また、取締役及び監査役に対する退職慰労金を打ち切り支給することと、その支給の時期は取締役又は監査役を退任する時とすることを、あわせて決議いただいております。なお、この決議に基づき、2021年6月24日開催の第23回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役0名）及び監査役1名（うち社外監査役1名）に対し、役員退任慰労金を支給しておりますが、その金額については、当事業年度及び過年度の事業報告において報酬等の総額として開示した金額に含まれております。

## (4) 社外役員に関する事項

## ① 他の法人等の業務執行者等の兼職状況

区分	氏名	兼 職 状 況	当社との関係
取締役	井部 俊子	(株)井部看護管理研究所代表取締役、 (株)日本看護協会出版会代表取締役社長 を兼務しております。	当社との取引関係はありません。
監査役	米屋 佳史	米屋・林法律事務所所長を兼務しております。	当社との取引関係はありません。

## ② 他の法人等の社外役員の兼職状況

区分	氏名	兼 職 状 況	当社との関係
取締役	一色 浩三	昭和電工(株)社外取締役を兼務しております。	当社との取引関係はありません。

③ 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。

## ④ 当事業年度における主な活動状況

## ア. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取 締 役 会		監 査 役 会	
	出席回数	出席率 (%)	出席回数	出席率 (%)
取締役 小池明夫	20回のうち20回	100.0	—	—
取締役 一色浩三	20回のうち20回	100.0	—	—
取締役 井部俊子	20回のうち17回	85.0	—	—
監査役 渡邊光春	15回のうち15回	100.0	10回のうち10回	100.0
監査役 米屋佳史	20回のうち20回	100.0	13回のうち13回	100.0

(注) 社外監査役渡邊光春氏は、2021年6月24日開催の第23回定時株主総会において選任されたため、出席対象取締役会・監査役会の回数が、他の社外取締役・監査役と異なります。

## イ. 取締役会等における発言状況

- ・取締役小池明夫氏は、経営者としての知識や豊富な経験と見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・取締役一色浩三氏は、金融に関する豊富な知識、また、企業監査に関する高い見識と幅広い分野に亘る業務経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するた

めの助言・提言を行っております。

- ・取締役井部俊子氏は、医療、介護、福祉の分野における豊富な経験と幅広い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・監査役渡邊光春氏は、行政分野における豊富な経験から、適宜質問を行い、主に地域薬局事業に関して適切な意見表明を行っております。また、定期的開催される監査役会に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
- ・監査役米屋佳史氏は、主に企業法務に精通した弁護士としての専門的見地から助言・提言を行っております。また、定期的開催される監査役会に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

ウ． 社外取締役が果たすことが期待される役割に対して行った職務の概要

- ・当社において、社外取締役が果たすことが期待される役割は、業務執行する取締役からは独立した立場で、当社の経営に対する適切な助言や監督を行うことであります。
- ・取締役会等における社外取締役の発言状況は、上記イのとおりであります。それぞれの経験や知識を生かして、取締役会の意思決定の妥当性・透明性を確保するための助言・提言を行っております。

- ⑤ 当社子会社から受けている報酬等の額  
該当事項はありません。



## (5) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称  
有限責任監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
報酬等の額	39百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料の入手と報告を受け、前事業年度の監査計画と実績、職務遂行状況、監査報酬の推移等を検証し、当事業年度の会計監査人の監査計画及び報酬等の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 責任限定契約の内容の概要  
該当事項はありません。

④ 補償契約の内容の概要  
該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、以下のとおり、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針を定めております。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当すると認められる場合には、監査役の全員の同意に基づき、会計監査人の解任の決定を行います。

また、監査役会は、法令及び基準等が定める会計監査人の独立性及び監査の適正性並びに職務の遂行状況、監査の品質管理等について、監査役会が定めた評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の再任又は不再任の決定を行います。

## (6) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ア. メディカルシステムネットワークグループ一体となり、法令、定款及び企業倫理を遵守するため、「メディカルシステムネットワークグループ企業行動憲章」他必要な規範、規則をグループ共通規程として、グループ各社に整備する。
  - イ. 「コンプライアンス基本規程」により、コンプライアンス担当役員を任命し、その直下に、コンプライアンス担当部署を設け、グループ全体のコンプライアンス体制を整備する。
  - ウ. 当社の役員は、この実践のため企業理念、企業行動憲章に従い、メディカルシステムネットワークグループ全体における企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範する。
  - エ. 内部監査室は、メディカルシステムネットワークグループにおける内部監査を実施し、メディカルシステムネットワークグループの業務運営の適正性を評価する。業務監査の年次計画、実施状況及びその結果は、代表取締役社長に報告する。
  - オ. メディカルシステムネットワークグループにおける法令遵守上疑義のある行為等について、グループ全使用人が直接通報を行う手段として、「内部通報規程」に基づき、通報窓口として社外の弁護士を含むコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。この場合、通報者の希望により匿名性を保証するとともに、通報者に不利益な取扱いをしないこととする。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ア. 取締役は、その職務の執行に係る文書その他の重要な情報を、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存しかつ管理する。
  - イ. 取締役は、保存された文書を必要なときに閲覧できる体制を維持する。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ア. 「リスク管理基本規程」により、メディカルシステムネットワークグループのリスク管理を統括する部署を定め、メディカルシステムネットワークグループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。内部監査室は、グループのリスク管理の状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告する。
  - イ. 事業上の重大な経営危機が発生した場合は、「メディカルシステムネットワークグループ危機対応規程」に基づき、対策本部を設置し、迅速な対応を行う。

- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 当社及びグループ各社の規程により、当社及びグループ各社の取締役の職務及び意思決定に関するルールを定め、「関係会社管理規程」に定めるグループ各社の重要案件については、当社で事前協議を行った後、グループ各社の取締役会において審議する。
  - イ. 中期経営計画、年次事業計画に基づいて、計画達成のために職務を遂行し、取締役会及び重要会議において、その進捗管理を行う。
- ⑤ 当社子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ア. 当社は、グループ各社から、「関係会社管理規程」に定める事項の報告を受ける他、特に重要な事項については、当社で事前協議を行う。また、定期的に開催される重要会議により、業績、財務状況その他の重要な情報について報告を受ける。
  - イ. コンプライアンス違反他、重大なリスク要因が発生した場合は、速やかに、当社に報告する体制を整備する。
- ⑥ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ア. 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の職務が円滑に行われるよう、監査役付を置く等の措置を実施する。
  - イ. 監査役付の独立性を確保するため、当該使用人の任命、人事評価、異動等人事権に係る事項の決定については、監査役に事前に報告を行い、了承を得る。
  - ウ. 監査役付への指揮命令権は、監査役に帰属する。監査役付が他部署の使用人を兼務する場合には、監査役補助業務を優先する。
- ⑦ 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、使用人及び監査役が当社の監査役に報告するための体制
- ア. 取締役、執行役員、使用人並びにグループ各社の取締役、執行役員、使用人及び監査役は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査、内部通報の状況及び重大な法令・定款違反、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項等について、直接又はこれらの者から報告を受けた者を通じて、監査役に報告を行うものとする。
  - イ. 監査役から、業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行う。

- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社及びグループ各社は、前号の内容の報告を行った取締役、執行役員、使用人並びにグループ各社の取締役、執行役員、使用人、監査役に対して、報告を行ったことを理由とする不利益な取扱いを行わないものとする。
- ⑨ 当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
年間の監査計画に係る費用は、監査役からの要請により予算を措置する。その他、追加で発生した監査役の職務の執行に必要な費用については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用を負担する。
- ⑩ その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 監査役は、取締役会に出席するほか、重要会議に必要なに応じて出席し、報告を受け、意見を述べるができるものとする。
- イ. 監査役は、重要な会議の議事録、稟議書等をいつでも閲覧することができるものとする。
- ウ. 監査役は、内部監査室及び会計監査人と面談し、監査に必要な情報交換を行う。
- エ. 監査役会は、独自に意見形成するため、必要なに応じて外部弁護士と顧問契約を締結することができる。また、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用することができる。

#### (7) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役会は、上記の内部統制システムの整備を行い、定期的に経営上のリスクについて評価、検討しており、必要に応じて、社内規程の改定及びコンプライアンス研修等のリスクを回避、軽減させる措置を講じております。また、内部通報規程に基づき、「コンプライアンス・ホットライン」を設置し、グループ全役職員が違反行為や疑義のある行為等を報告する体制を整備しているほか、大規模災害などを想定したBCP（業務継続計画）を策定し、非常食等の備蓄及び安否確認訓練を実施しており、緊急事態に直面した場合の被害の回避、軽減等を図るなど、より適切な内部統制システムの運用に努めております。さらに当社及びグループ会社の経営効率の向上を図るため、グループ会社毎の所管本部を定めるとともに、「関係会社管理規程」に基づきグループ会社管理を行っております。

監査役は、監査役会において定めた監査方針及び監査計画に基づき、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、当社取締役及び使用人等との対話を行い、内部監査室や会計監査人と連携する等により、取締役の職務執行及び内部統制システムの状況を監査しております。

す。

内部監査室は、定期的に内部監査を実施し、日々の業務が法令、社内規程等に違反していないかを監査しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	18,701	流動負債	20,435
現金及び預金	8,201	買掛金	9,680
売掛金	2,891	短期借入金	1,016
債権売却未収入金	954	1年内返済予定の長期借入金	4,756
調剤報酬等購入債権	443	リース債務	163
商材	4,765	未払法人税等	617
原料	14	賞与引当金	1,528
仕掛品	1	役員賞与引当金	38
貯蔵品	76	その他の	2,635
その他の	1,355	固定負債	29,219
貸倒引当金	△3	長期借入金	22,891
固定資産	44,239	リース債務	740
有形固定資産	24,624	役員退職慰労引当金	600
建物及び構築物	13,408	役員株式給付引当金	210
車両運搬具	8	退職給付に係る負債	3,752
工具、器具及び備品	1,636	その他の	1,023
土地	8,847	負債合計	49,654
リース資産	520	(純資産の部)	
建設仮勘定	202	株主資本	13,377
無形固定資産	12,767	資本金	2,128
のれん	12,254	資本剰余金	1,182
ソフトウェア	401	利益剰余金	10,393
その他の	111	自己株式	△326
投資その他の資産	6,848	その他の包括利益累計額	△108
投資有価証券	155	その他有価証券評価差額金	△7
差入保証金	3,052	繰延ヘッジ損益	0
繰延税金資産	2,894	退職給付に係る調整累計額	△102
その他の	764	非支配株主持分	17
貸倒引当金	△19	純資産合計	13,286
資産合計	62,941	負債及び純資産合計	62,941

## 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上		106,685
販売費		62,256
営業		44,429
受取利息		40,576
受取業務補助		3,852
営業外		
受取利息	7	
業務補助	66	
雑	110	
営業外	427	758
支債雑	145	
債権		
雑	183	
経	54	
別	58	296
常		
利		4,313
利		
利	3	
利	112	
利	31	146
損		
損	12	
損	19	
損	392	
損	17	
その他	5	447
税金等調整前当期純利益		4,012
法人税、住民税及び事業税	1,469	
法人税等調整額	154	1,624
当期純利益		2,388
非支配株主に帰属する当期純損失		5
親会社株主に帰属する当期純利益		2,394

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,128	1,182	8,305	△344	11,270
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△305		△305
親会社株主に帰属する当期純利益			2,394		2,394
自 己 株 式 の 処 分				18	18
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	2,088	18	2,106
当 期 末 残 高	2,128	1,182	10,393	△326	13,377

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	△24	△3	△78	△106	23	11,187
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△305
親会社株主に帰属する当期純利益						2,394
自 己 株 式 の 処 分						18
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変 動 額 (純 額)	17	4	△23	△1	△5	△7
当 期 変 動 額 合 計	17	4	△23	△1	△5	2,099
当 期 末 残 高	△7	0	△102	△108	17	13,286



# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,817	流動負債	12,414
現金及び預金	5,462	買掛金	24
売掛金	828	短期借入金	6,044
債権売却未収入金	329	1年内返済予定の長期借入金	4,670
調剤報酬等購入債権	443	リース債務	18
商品	0	債権購入未払金	503
貯蔵品	2	未払法人税等	29
短期貸付金	910	賞与引当金	183
前払費用	180	役員賞与引当金	38
その他	658	その他	902
固定資産	45,046	固定負債	24,920
有形固定資産	17,753	長期借入金	22,489
建物	10,225	リース債務	49
構築物	315	退職給付引当金	585
車両運搬具	4	役員株式給付引当金	210
工具、器具及び備品	223	資産除去債務	22
土地	6,884	その他	1,562
リース資産	61	負債合計	37,335
建設仮勘定	39	(純資産の部)	
無形固定資産	389	株主資本	16,530
のれん	0	資本	2,128
ソフトウェア	347	資本剰余金	1,926
その他	41	資本準備金	1,926
投資その他の資産	26,902	利益剰余金	12,802
投資有価証券	80	利益準備金	0
関係会社株式	25,847	その他利益剰余金	12,801
長期貸付金	14	別途積立金	370
繰延税金資産	364	繰越利益剰余金	12,431
その他	594	自己株式	△326
資産合計	53,863	評価・換算差額等	△1
		その他有価証券評価差額金	△2
		繰延ヘッジ損益	0
		純資産合計	16,528
		負債及び純資産合計	53,863

# 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		7,374
売上原価		1,755
売上総利益		5,618
販売費及び一般管理費		5,214
営業利益		404
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,676	
関係会社運営管理収入	200	
雑収入	99	1,976
営業外費用		
支払利息	198	
雑損	3	202
経常利益		2,177
特別利益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	112	
抱合せ株式消滅差益	26	141
特別損失		
固定資産売却損	2	
固定資産除却損	0	
減損損失	0	3
税引前当期純利益		2,315
法人税、住民税及び事業税	103	
法人税等調整額	13	116
当期純利益		2,199

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	2,128	1,926	1,926	0	370	10,538	10,908
当 期 変 動 額							
剰余金の配当						△305	△305
当 期 純 利 益						2,199	2,199
自己株式の処分							
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	1,893	1,893
当 期 末 残 高	2,128	1,926	1,926	0	370	12,431	12,802

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△344	14,618	△22	△3	△25	14,592
当 期 変 動 額						
剰余金の配当		△305				△305
当 期 純 利 益		2,199				2,199
自己株式の処分	18	18				18
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）			19	4	23	23
当期変動額合計	18	1,911	19	4	23	1,935
当 期 末 残 高	△326	16,530	△2	0	△1	16,528

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年 5月 10日

株式会社メディカルシステムネットワーク  
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

札幌事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山野辺 純 一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木村 彰 夫

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社メディカルシステムネットワークの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メディカルシステムネットワーク及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年 5月 10日

株式会社メディカルシステムネットワーク  
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

札幌事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山野辺 純 一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木 村 彰 夫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メディカルシステムネットワークの2021年4月1日から2022年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

株式会社 メディカルシステムネットワーク監査役会

常勤監査役 畑 下 正 行 ㊞  
常勤監査役 渡 邊 光 春 ㊞  
監 査 役 米 屋 佳 史 ㊞

(注) 監査役 渡邊光春及び監査役 米屋佳史は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上



## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、財務体質の強化、事業規模の拡大、人材育成等のために必要な内部留保を確保しつつ、業績に見合った形で株主の皆様へ安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては下記のとおりとさせていただきます。たく存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### 1. 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金7円（普通配当6円、上場20周年記念配当1円）

総額 214,056,815円

##### 2. 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月23日

※ 中間配当金として1株につき5円をお支払いいたしておりますので、年間の配当金は1株につき12円となります。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(2019年法律第70号)附則第1条但し書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>1. 変更前定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第13条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 監査役1名選任の件

監査体制の強化及び充実を図るため、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

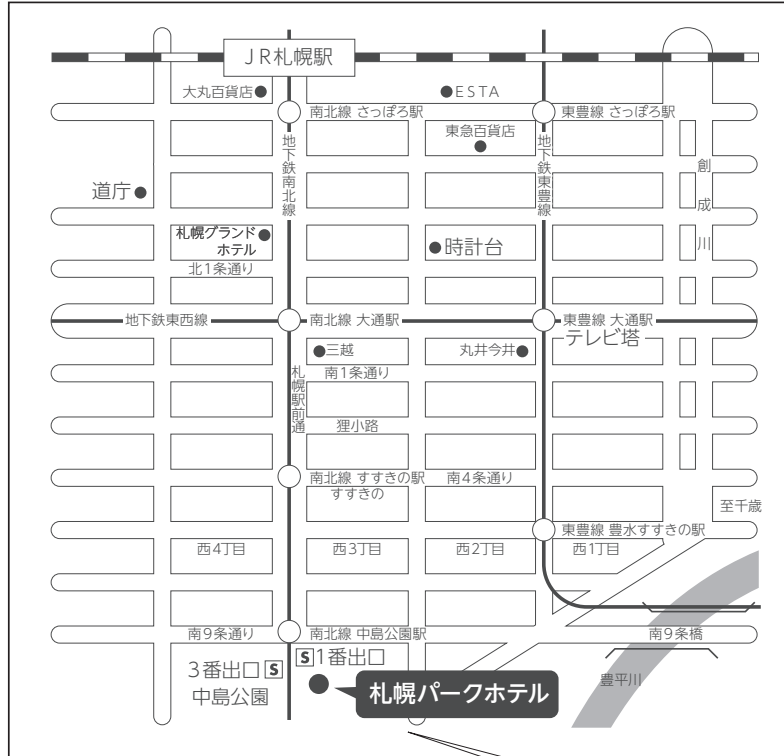
氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
※ 佐藤 敏 (1960年9月7日生)	1983年4月 北海道庁入庁 2012年4月 同 保健福祉部健康安全局長就任 2014年4月 同 環境生活部くらし安全局長就任 2016年4月 同 建設部次長就任 2017年4月 同 保健福祉部長就任 2019年6月 同 総務部長兼北方領土対策本部長就任 2020年4月 同 監査委員就任	0株
【社外監査役候補者とした理由】 佐藤敏氏は、長年の北海道庁における行政職のほか北海道監査委員の経験を有しており、行政分野における豊富な経験と幅広い見識を、地域薬局事業を始めとした当社の事業の監査において反映していただけるものと期待し、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. ※印は新任の監査役候補者であります。  
 2. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 3. 佐藤敏氏は、社外監査役候補者であります。  
 4. 社外監査役候補者に関する事項は以下のとおりであります。  
 (1) 社外監査役との責任限定契約の締結について  
 佐藤敏氏が監査役に選任された場合には、当社は同氏との間で、当社の定款に基づき責任限定契約を締結する予定であります。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、同氏が監査役職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、100万円又は法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とするものであります。  
 (2) 独立役員の開示について  
 当社は、佐藤敏氏が監査役に選任された場合には、同氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として、同取引所に新たに届け出る予定であります。  
 5. 当社は、佐藤敏氏と、会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する旨の補償契約を締結する予定であります。  
 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者が監査役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：札幌市中央区南10条西3丁目1番1号  
 札幌パークホテル 3F パークホールA・B  
 TEL. 011 (511) 3131 (代)



## 【交通機関】

- 地下鉄南北線 中島公園駅下車  
3番出口より徒歩約1分
- 札幌駅からタクシー約10分



見やすく読みまちがえにくい  
 ユニバーサルデザインフォント  
 を採用しています。

